

さいたま市下水道排水設備指定工事店等の指導・処分に関する措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年5月1日さいたま市条例第272号。以下「指定工事店条例」という。）第6条第1項及び第15条第1項の規定による指定及び登録の取消し・停止並びに文書による警告指導等（以下「処分等」という。）の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処分等基準)

第2条 市長は、さいたま市下水道条例（平成13年5月1日さいたま市条例第270号。以下「下水道条例」という。）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び指定工事店条例第8条に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が、別表の各項に掲げる措置要件に該当するときは、同表に定める措置内容により、処分等を行うものとする。

2 一の事案について、複数の処分等の措置要件に該当するときは、最も重い措置内容をその事案の該当する措置内容とみなす。ただし、当該履歴については、合算したものとする。

3 前各項の処分等の履歴は、処分等を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しないものとする。なお、停止処分については、その処分の解除する日を起算日とする。

(処分に関する審査等)

第3条 処分を行うに当たっては、指定工事店条例第18条に規定するさいたま市下水道排水設備指定工事店審査委員会の調査審査を経るものとする。

2 前項の処分に当たっては、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第13条の規定に基づいて、聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。なお、聴聞に関する手続きについては、さいたま市聴聞規則（平成13年さいたま市規則第22号）の規定によるものとする。

(処分の決定及び通知)

第4条 市長は、前条を経て処分を決定したときは、指定工事店に対しては、さいたま市下水道排水設備指定工事店（指定取消し・資格停止）通知書（様式第1号）により、責任技術者に対しては、排水設備工事責任技術者（登録取消し・資格停止）通知書（様式第2号）により、それぞれ通知するものとする。

(処分に至らない場合)

第5条 市長は、処分を行わない場合において必要があると認めるときは、指定工事店及び責任技術者に対し、文書による注意（様式第3号）又は警告（様式第4号）を行うものとする。

(処分後の施工)

第6条 指定工事店は、処分を受けたときは、下水道条例第8条の規定による排水設備等の新設等の工事を行つてはならないものとする。ただし、現に排水設備等計画確認申請書の確認がなされている場合又は、施工中の排水設備工事がある場合は、速やかにその工事の処理を行い必要な措置をとらなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。

別 表 指定工事店及び責任技術者に関する処分等の措置基準

指定工事店に関する事項

措置要件	措置内容
1 下水道に関する法令・条例・規則違反（指定工事店条例第6条第1項第1号）	
(1) 正当な理由がなく、工事完了後、5日以内に「排水設備等完成届」の提出がないとき。	1回目 文書注意 2回目 文書警告 3回目 資格停止
(2) 管理者の「排水設備等計画確認書」を受けずに排水設備等の工事を行ったとき（管理者が認めた場合を除く。）。	1回目 文書注意
(3) 取付管を下水道本管（人孔を含む。）に無断で接続したとき。	2回目 文書警告
(4) 工事施工の申し込みを受けたときに、正当な理由がなく拒んだとき。	3回目 資格停止 又は 指定取消し
(5) 工事契約の際、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示していないとき。	
(6) 指定工事店の名義を他の業者に貸与したとき。	
(7) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は請け負わせたとき。	
(8) 責任技術者の監理のないまま設計及び施工したとき。	
(9) 排水設備工事の検査に市から責任技術者の立会を求めた際、これに応じなかつたとき。	
(10) 指定工事店に関する届出事務を怠ったとき。	
(11) その他違反があつたとき。	
2 指定要件の欠如（指定工事店条例第6条第1項第2号）	
(1) 埼玉県内に営業所を有しないとき。 (2) 選任した責任技術者を有しないとき。 (3) 工事に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。 (4) 工事業者（法人にあっては代表者、役員）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。 (5) 工事業者（法人にあっては代表者、役員）が指定工事店条例第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないことが判明したとき。 (6) 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないことが判明したとき。 (7) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 (8) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由が生じたとき。	指定取消し

3 正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき（指定工事店条例第6条第1項第3号）		
(1) 資格停止の処分に従わないとき。		指定取消し
(2) 文書警告の指導に従わないとき。		資格停止 指定取消し
(3) 検査の結果不合格になった場合、その回収の指示に従わないとき。		文書注意 文書警告
(4) 違反行為等に起因して発生した問題の解決の指示に従わないとき。		資格停止 指定取消し
(5) その他市長が行う職務上の指示に従わないとき。		
4 指定工事店として不正な行為があったとき（指定工事店条例第6条第1項第4号）		
(1) 虚偽の指定申請書を提出し、不正な手段により指定を受けたとき。		指定取消し
(2) 指定工事店に関する届出内容に不正があったとき。		文書注意
(3) 不当に高い工事費を請求し又は受領したとき。		文書警告
(4) その他不正な行為があったとき。		資格停止 指定取消し
5 市長が指定工事店として不適格と認めたとき（指定工事店条例第6条第1項第5号）		
(1) 工事に関連し、詐欺、横領その他これに類似した背任行為を行ったとき。		資格停止 指定取消し
(2) 禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され有罪の判決を受けたとき。		
(3) 指定工事店が独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害等により本市の入札参加資格者名簿登録業者として処分を受けたとき。		
(4) 工事に関連し、市民、市職員又はその他第3者に対し、暴行若しくは脅迫を行ったとき。		文書注意 文書警告
(5) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような不誠実な言動があったとき。		資格停止 指定取消し
(6) 工事の安全管理を怠り、事故を生じさせたとき。		
(7) 営業所（指定要件に該当する営業所）に従業員を常置せず、市民又は市職員等との連絡を円滑にしないとき。		
(8) その他指定工事店として不適格と認めたとき。		

責任技術者に関する事項

措置要件	措置内容
1 下水道に関する法令・条例・規則違反（指定工事店条例第15条第1項第1号） (1) 下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工並びに監理に当たらないとき。 (2) 排水設備工事の検査に市から立ち会いを求めた際、これに応じなかつたとき。 (3) 職務を行う際、責任技術者証を携帯しなかつたとき及び関係者からの提示請求を拒否したとき。 (4) その他法令等に違反したとき。	1回目 文書注意 2回目 文書警告 3回目 資格停止 又は 登録取消し
2 自己の職務について不正な行為があつたとき（指定工事店条例第15条第1項第2号） (1) 不正な手段により、責任技術者の登録を受けたとき。 (2) 試験の合格又は責任技術者として登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないことが判明したとき。 (3) 責任技術者に関する届出内容に不正があつたとき。 (4) 排水設備等計画確認申請書、その他の提出資料等に虚偽の記載をしたとき。 (5) その他不正な行為があつたとき。	登録取消し 1回目 文書注意 2回目 文書警告 3回目 資格停止 又は 登録取消し
3 市長が責任技術者として不適格と認めたとき。（指定工事店条例第15条第1項第3号） (1) 禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され有罪の判決を受けたとき。 (2) 工事に関連し、詐欺、横領その他これに類似した背任行為を行つたとき。 (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。 (4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき	資格停止 指定取消し
(5) 工事に関連し、市民、市職員又はその他第3者に対し、暴行若しくは脅迫を行つたとき。 (6) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような不誠実な言動があつたとき。 (7) その他責任技術者として不適格と認めたとき。	文書注意 文書警告 資格停止 指定取消し

措置取扱規定

- 措置内容の回数については、措置要件に該当し、行政指導又は行政処分に至った履歴回数を示す。
- 履歴回数を示さない措置内容については、該当する要件が軽微な場合、重大な場合等その具体的事實の程度及び過去の処分等の履歴を踏まえ判断する。
- 資格停止の期間については、6ヶ月以下の範囲とする。